

管理 No.	不 131
--------	-------

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準（個 票）

所管部署： 教育部 地域教育課
(企画管理係)

根拠区分	条例 ・ 規則
処分の名称	使用条件の変更、使用の中止又は使用承認の取消し
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号) 第8条
処分権者	指定管理者
処分基準	【基準規定】 奈良市公民館条例 (使用の変更等) 第8条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用の条件を変更し、使用を中止させ、又は使用の承認を取り消すことができる。 (1) 指定管理者の指示に従わなかったとき。 (2) その他管理上支障があると指定管理者が認めたとき。 2 前項の規定により使用の条件の変更、使用の中止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。 奈良市公民館生涯学習活動団体登録要綱 (使用の変更又は取消し) 第12条 指定管理者は市、教育委員会、公民館等が主催又は共催する事業が行われるとき、その他特に必要があると認められるときは、登録団体の使用日時の変更又は使用承認の取消しをすることができる。
聴聞・弁明の機会の付与の区分	☒ 聴聞 ☐ 弁明の機会の付与 ☐ 適用除外(行政手続条例第 13 条第2項第 号該当)
最終更新日	平成31年4月1日更新